

研究大学強化促進費補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 25 日
文部科学大臣決定

(通則)

第1条 研究大学強化促進費補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、我が国の大学等が、研究マネジメント人材群の確保や集中的な研究環境改革等の研究力強化の取組を実施するために必要な補助を行うことにより、世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、もって我が国全体の研究力強化の促進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「大学等」とは、次の各号に掲げる国内の機関をいう。

- 一 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）
- 二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）

(交付の対象)

第4条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、第2条の目的を達成するために行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する大学等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費は、設備備品費、人件費、事業実施費とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式 1）を提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金

の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交付決定通知書（様式2）をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附すことができる。
- 4 補助金の交付を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

- 第7条 前条第1項の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下届（様式3）を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

- 第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

- 第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ事業内容等変更承認申請書（様式4）を大臣に提出し、その承認を得なければならぬ。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
- 一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合
- 二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の各費目の額を、交付決定額の総額の50%以内で増減する場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式5）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式 6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 12 条 大臣は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合(廃止の承認を受けた場合を含む)又は補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合には、大臣が別に定める日までに、実績報告書(様式 7)を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 大臣は、前条第 1 項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金確定通知書(様式 8-1 又は様式 8-2)をもって通知するものとする。

- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税

額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式9）を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

（交付決定の取消等）

第16条 大臣は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定により交付の決定の取消を行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号及び同項第2号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第14条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第18条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式10）又は財産処分報告書（様式11）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は平成25年4月25日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名

職 名

氏 名

印

平成 年度研究大学強化促進費補助金交付申請書

研究大学強化促進費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

1. 補助事業の名称

2. 本年度の事業計画
別紙のとおり

3. 補助事業者の住所

4. その他

(別紙)

事 業 計 画 書

I . 補助事業の内容

1 . 補助事業の名称

2 . 機関名

3 . 補助事業の目的

4 . 本年度の事業の項目及び内容

5 . 補助事業期間

・補助事業の完了（予定）日 平成 年 月 日

II. 補助事業の実施体制

統括責任者	役職	
	氏名	
実施責任者	部署名・役職	
	氏名	
実施担当者	部署名・役職	
	氏名	
	連絡先	〒 TEL : FAX : E-mail :
経理担当者	部署名・役職	
	氏名	
	連絡先	〒 TEL : FAX : E-mail :
○○担当者	部署名・役職	
	氏名	
	連絡先	〒 TEL : FAX : E-mail :

※必要に応じて欄を追加すること

III. 経費の区分

補助対象経費の内訳 (単位 : 円)

費目	種別	補助対象経費	備 考
設備備品費			
人 件 費			
事業実施費			事業実施費の合計
	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		
	外国人等招へい旅費		
	諸謝金		
	借損料		
	雑役務費		
	委託費		
	その他（諸経費）		
合 計			

様式2

文科振第 号
平成 年 月 日

殿

文部科学大臣

平成 年度研究大学強化促進費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、研究大学強化促進費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金の交付決定額

円

3. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった平成 年度研究大学強化促進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに研究大学強化促進費補助金交付要綱（平成 年 月 日文部科学大臣決定）及び研究大学強化促進費補助金取扱要領（平成 年 月 日研究振興局長決定）に従わなければならない。

5. 補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりにする。

- (1) 補助事業者は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を、補助対象経費の総額の50%を超えて増減する場合においては、事前に文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合を除いて事前に文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、文部科学大臣の承認を受けなければならぬ。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに文部科学大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業の完了により相当の収益を生じたときは、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

文部科学大臣は、補助事業の完了により相当な収益を補助事業者が得たものと認定したときは、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

- (7) 補助事業者は、事業の進捗状況の把握や評価など、文部科学省又は文部科学省が指定する第三者が実施する事業の評価等に係る業務に関して、補助事業終了後においても必要な協力をしなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助金の概算交付を受けようとするときは、研究大学強化促進費補助金取扱要領第6（3）に記す手続きに基づき請求を行うことができる。

6. この交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、平成 年 月 日（ ）までにその旨を記載した文書を文部科学大臣に提出すること。

様式3

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度研究大学強化促進費補助金交付申請取下届

平成 年度研究大学強化促進費補助金の交付決定通知を受けた下記事業について申請を取り下げます。

記

1. 補助事業の名称

2. 選定年度

3. 交付決定額

4. 交付申請取下げ理由

5. その他

様式 4

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職名
氏名

印

平成 年度研究大学強化促進費補助金事業内容等変更承認申請書

平成 年度研究大学強化促進費補助金について、事業内容を変更したいので、研究大学強化促進費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 選定年度

3. 交付決定額

4. 変更の内容

5. 変更の理由

6. その他

費目	交付申請書に記載の 費目別内訳	計画変更（予定）後の 費目別内訳
設備備品費		
人件費		
事業実施費		
合計		

※経費を伴う変更でない場合は、上記欄は削除すること。

様式 5

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職名
氏名 印

平成 年度研究大学強化促進費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年度研究大学強化促進費補助金について、事業を中止（廃止）したいので、研究大学強化促進費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 選定年度

3. 補助金使用状況

（1）交付決定額

（2）支出済額

（3）未使用額

4. 補助事業中止（廃止）の年月日及びその理由

5. 補助事業中止（廃止）の後に講ずる措置

6. その他

様式 6

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機 関 名

職 名

氏 名

印

平成 年度研究大学強化促進費補助金に係る事業遅延届

平成 年度研究大学強化促進事業に係る事業の遅延について、研究大学強化促進費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 選定年度

3. 補助事業の内容及び進捗状況

4. 遅延理由

5. 遅延に対して講じた措置

6. その他

様式 7

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職名
氏名 印

平成 年度研究大学強化促進費補助金実績報告書

平成 年度研究大学強化促進費補助金について、事業が完了（補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了）しましたので、研究大学強化促進費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の実績

別紙（イ～ハ）のとおり

別紙 イ

事 業 実 績

1. 事業の実績

(1) 事業の実施日程

事業項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1)								→				
2)									→			

(2) 事業の実績の説明

(注) 交付申請書の「補助事業の目的」、「本年度の事業の項目及び内容」と対応させて分かりやすく記入すること。

収支決算

(単位：円)

	費目	種別	交付決定額	決算額	補助金充當額	備考
支出	設備備品費					
	人件費					
						事業実施費の合計
	消耗品費					
	国内旅費					
	外国旅費					
	外国人等招へい旅費					
	諸謝金					
	借損料					
	雑役務費					
事業実施費	委託費					
	その他（諸経費）					
	合 計					
収入	補助金					
	自己充当額					
	その他の					
	合 計					

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金の額} \times$$

— = ×

別紙 ハ

取 得 財 産 等 一 覧 表

1. 補助事業において取得・製造した資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	取得等年月日	取得等価格	設置場所 (住所)	備考

※補助事業において取得・製造した資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※交付要綱第17条第1項の財産処分の制限に該当するものは備考欄に「*」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において取得・製造した資産すべてについて年度に区分し記載すること。

2. 補助事業において効用の増加がなされた資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	効用の増 加年月日	財産の額		設置場所 (住所)	備考
				増加前	増加後		

※交付要綱第17条第1項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされた資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※本補助事業において取得・製造した資産については備考欄に「*」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において効用の増加がなされた資産すべてについて年度に区分し記載すること。

様式8－1

文科振第
平成 年 月 号

殿

文部科学大臣 印

平成 年度研究大学強化促進費補助金確定通知書

平成 年度研究大学強化促進費補助金については、研究大学強化促進費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金の交付決定額

3. 補助金の額の確定額

4. その他

様式8－2

文科振第
平成 年 月 号

殿

文部科学大臣 印

平成 年度研究大学強化促進費補助金確定通知書

平成 年度研究大学強化促進費補助金については、研究大学強化促進費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

なお、既に交付した補助金の額が確定した額を超えるので、研究大学強化促進費補助金交付要綱第14条第3項に基づき、下記のとおり別途歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長より送付する納入告知書により返還してください。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金の交付決定額

3. 補助金の額の確定額

4. 返還すべき補助金の額

5. 返還期限

納入告知書に記載された期限

6. その他

様式9

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職名
氏名 印

平成 年度研究大学強化促進費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった研究大学強化促進費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、研究大学強化促進費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額（交付要綱第14条による額の確定額）

円

3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4 - 3）

円

(注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

様式10

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏名

印

研究大学強化促進費補助金に係る財産処分承認申請書

研究大学強化促進費補助金により取得した財産等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類（該当するものに○）

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分（抵當権の設定） ）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)		③補助対象財産名	④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建 物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員	
	造		m^2	m^2	名
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補 助年度	⑭処分制 限期間	⑮経過年 数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金（有 無）

- 無の場合（承認基準の第3（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- 当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- 補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- その他参考となる資料

(記入要領)

- 1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 処分の概要
 - (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる設備等の名称を記載すること。
 - (2) 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例： 学校法人〇〇に譲渡し、同一事業・定員で継続。
〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- 3 経緯及び処分の理由
財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。
- 4 承認条件としての納付金
財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。
その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。
- 5 添付書類
 - (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
 - (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
 - (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式 1 1

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機 関 名

職 名

氏 名

印

研究大学強化促進費補助金に係る財産処分報告書

研究大学強化促進費補助金により取得した財産等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類（ 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 ）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建 物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補 助年度	⑭処分制 限期間	⑮経過年 数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

- ・ 地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・ 地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- 1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 処分の概要
 - (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる設備等の名称を記載すること。
 - (2) 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：学校法人〇〇に譲渡し、同一事業・定員で継続。
〇〇設備が故障し修理不能となつたため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- 3 経緯及び処分の理由
財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。
- 4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目
承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。
- 5 添付書類
 - (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
 - (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
 - (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。